

平成29年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成29年6月16日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2号 平成29年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 4号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
「羽幌町税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認について
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 3号 専決処分の承認について
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 8 承認第 4号 専決処分の承認について
「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」（第12号）
- 第 9 報告第 3号 平成28年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更について
- 第11 議案第35号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更について
- 第12 議案第36号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第37号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 同意第 3号 羽幌町農業委員会委員の任命について
- 第15 発議第 6号 議員の派遣について
- 第16 発議第 7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第17 意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第38号 天売教職員住宅建築主体工事請負規約について
- 第 2 議案第39号 物品購入契約の締結について
「除雪ドーザの購入について」

第 3 議案第 40 号 平成 29 年度羽幌町一般会計補正予算 (第 2 号)

○出席議員 (10 名)

1 番 村 田 定 人 君	2 番 金 木 直 文 君
3 番 阿 部 和 也 君	4 番 船 本 秀 雄 君
5 番 小 寺 光 一 君	6 番 熊 谷 俊 幸 君
7 番 平 山 美 知 子 君	9 番 逢 坂 照 雄 君
10 番 寺 沢 孝 毅 君	11 番 森 淳 君

○欠席議員 (1 名)

8 番 磯 野 直 君

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	三 浦 義 之 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 電算共同化推進室長 兼電算管理係長	金 子 伸 二 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総 務 課	道 端 篤 志 君
情 報 管 理 係 長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 長	木 村 和 美 君
地 域 振 興 課 主 幹	大 平 良 治 君
兼政策推進係長	葛 西 健 二 君
財 務 課 長	山 川 恵 生 君
財 務 課 財 政 係 長	室 谷 眞 二 君
財 務 課 税 務 係 長	蟻 戸 貴 之 君
町 民 課 長	今 村 裕 之 君
兼 住 宅 係 長	
町 民 課	
総 合 受 付 係 長	
福 祉 課 長	

福 祉 課	室 谷 みどり 君
国保医療年金係長	更 科 滋 子 君
健康支援課長	奥 山 洋 美 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	金 丸 貴 典 君
健康支援課	村 上 達 君
介護保険係長	清 水 雅 代 君
健康支援課	脇 坂 千 恵 君
保健係長	三 上 敏 文 君
健康支援課	石 川 隆 一 君
保健係主査	笹 浪 満 君
健康支援課	上 田 章 裕 君
地域包括支援 センター係主査	更 科 信 輔 君
建設課長	宮 崎 寧 大 君
建設課主任技師	鈴 木 繁 君
建設課主任技師	佐々木 慎 也 君
建設課主幹	木 村 康 治 君
建設課管理係長	熊 木 良 美 君
上下水道課長	富 樫 潤 君
農林水産課長	大 西 将 樹 君
農林水産課	敦 賀 哲 也 君
農政係長	棟 方 富 輝 君
農林水産課	春日井 征 輝 君
水産林務係長	渡 辺 博 樹 君
商工観光課長	高 橋 司 君
商工観光課	
観光振興係長	
商工観光課	
商工労働係長	
天売支所長	
焼尻支所長	
学校管理課長	
兼学校給食長	
センター所長	
社会教育課長	
兼公民館長	
体育振興係長	
社会教育課	
社会教育係長	

社会教育課	近藤健弘君
体育振興係主査	
農業委員会	高橋伸君
事務局長	
選挙管理委員会	飯作昌巳君
事務局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	杉野 浩君
書記	土清水 彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

10番 寺 沢 孝 毅 君 1番 村 田 定 人 君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届け出は8番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第2号 平成29年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成29年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月22日、23日、2日間の日程で焼尻、天売両支所及び各学校の7機関を船本監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施したところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきましては、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取り扱い状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、出納員名義の北るもい漁業協同組合普通預金より羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は、5月22日現在11万7,790円となっております。保管状況の内容は、表の下段に記載のとおりであります。イの支所長取り扱いの北海道からの委任事務であります生活保護費の保管額は、受給者全てが口座振替による受給となりましたことから、支所長扱いはありません。

3ページをお開き願います。(2)、焼尻支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は5月21日現在28万8,305円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。イの支所長取り扱いの生活保護費につきましては、天売支所と同じく受給者全てが口座振替による受給となり、保管額はありません。

2、重度障がい肢体不自由者等交通費助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度1級、2級に該当する方々に年間24枚、それ以外の方にはそれぞれ12枚、ハイヤー乗車券を交付しているものであります。乗車券1枚につき基本料金相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計3人です。内容はごらんのとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。3、天売、焼尻研修センターの利用者数、28年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数160件、利用延べ人員4,772人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などです。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上の身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。平成28年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては、平成28年度におきましても受託業者がないことから、直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況で住民の異動状況をあらわしております。4月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、両地区におきまして全て減少しております。合計では世帯数で3世帯、人口で10人の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況をあらわしたものでございますが、区分ごとの内容につきましてはごらんをいただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 平成29年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第4号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第4号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度羽幌町下水道事業特別会計予算の継続費通次繰り越しについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告します。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、平成28年度羽幌町下水道事業特別会計で継続費の通次繰り越しを行った羽幌浄化センター機器更新事業について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。継続費繰越計算書でございます。事業につきましては、本年2月の臨時議会で議決をいただいている事業でございますので、内容は省略させていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第1号～承認第3号

○議長(森 淳君) 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第6、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、日程第7、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、以上3件について、関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました承認第1号から承認第3号までの3件につきまして、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成29年政令第118号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年総務省令第26号)及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成29年総務省令第27号)が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成29年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例(昭和32年羽幌町条例第1号)の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、別途お配りしております説明資料に記載の羽幌町税条例の一部を改正する条例(要旨)に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備、字句の訂正等については説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まず初めに、町民税でございます。1、所得割の課税標準等の改正でございますが、町民税の所得割の課税標準である上場株式等の配当所得については、これまでも申告不要制度、申告分離課税、総合課税から納税者が任意に選択することができましたが、提出された申告書に記載された事項など、納税義務者の意思を勘案し、町長が所得税と異なる課税方式により町民税を課税することができることを明確化するものであります。同様に、租税条約締結相手国などの投資事業組合等を通じて国内に住所を有する者に支払われる特例適用配当や条例適用配当等についても、町長が所得税と異なる課税方式により町民税を課税することができることを明確化するものであります。

次に、2、延滞金の計算期間の改正でございます。延滞金につきましては、納期限を超過した場合、その経過日数に応じて発生する場合があります。法人町民税において修正申告書の減額更正があり、さらに増額更正があった場合にはその差額分の延滞金の計算については一定期間控除する改正でございます。

次に、3、控除対象配偶者の定義の改正でございますが、配偶者控除、控除対象配偶者の見直しが行われ、控除対象配偶者の定義が改正されたことに伴い、現行の控除対象配偶者に該当する者は同一生計配偶者に名称が変更されたことによる改正でございます。

次に、4、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長でございますが、課税特例の対象となる免税対象飼育牛と呼ばれる対象牛の売却が1、500頭以内のときは、その所得に係る町民税を免除する適用期限を平成33年度まで3年間延長するものでございます。

次に、5、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の延長でございますが、軽減税率の適用期限を平成32年度まで3年間延長するものでございます。

続いて、固定資産税でございます。1、災害等に関する税制上の特例措置の常設化でございますが、1点目は震災等により滅失、損壊した家屋及び償却資産にかわるものとして取得等をした家屋及び償却資産について、最初の4年度分は課税標準を2分の1とするものであります。

2点目は、震災等により住宅が滅失、損壊した被災住宅用地について、住宅用地として使用できないと認められる場合、震災等発生後2年度分、当該土地を住宅用地とみなす課税標準の特例措置について、当該地域が被災市街地復興推進地域と定められた場合は震災発生後4年度分まで適用を拡充するものであります。

次に、2、わがまち特例の追加でございます。わがまち特例は、平成25年度に導入された制度で、法律の定める範囲内で地方自治体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みのことでございます。特例を追加するものは、保育の受け皿となる施設及び都市緑地法の改正に伴う緑地保全、緑地推進法人が設置、管理する一定の市民緑地となっております。保育の受け皿となる施設に対する課税標準は、児童福祉法の規定により市町村の認可を受けて実施する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または定員5人以下

の事業所内保育事業のために取得した家屋及び償却資産については2分の1、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府の補助を受けて実施する事業所内保育事業のために取得した保育施設については、補助開始日から5年度の間2分の1としております。緑地保全、緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地に対する課税標準は、設置から3年度の間3分の2としております。なお、都市緑地法等の一部を改正する法律につきましては、平成29年6月15日に施行されております。

次に、3、居住用超高層建築物に係る課税の見直しでございますが、いわゆるタワーマンションに関して区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を各階ごとの実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直しが行われたところでありますが、現行と同様に区分所有者全員の協議による案分方法についても可能とする改正でございます。

次に、4、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する減額措置の新設でございますが、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に耐震改修工事等が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、耐震改修工事等が完了した年の翌年度限り、税額の3分の2に相当する額を減額するものでございます。

続いて、軽自動車税でございます。まず、1、グリーン化特例の延長でございますが、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車を平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得した場合は平成30年度分の軽自動車税に限り、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した場合は平成31年度分の軽自動車税に限り税率を軽減する改正で、平成29年度までとしていた特例を2年延長するものでございます。軽減対象となる車両は、75%軽減で電気自動車等、50%軽減で平成32年度燃費基準にプラス30%達成、25%軽減は平成32年度燃費基準にプラス10%達成した車両となります。

次に、2、軽自動車税の賦課徴収の特例でございますが、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例の新設でございます。軽自動車税がグリーン化特例に該当するか否かの判断につきましては、国土交通大臣の認定等に基づき判断することが明確化されたほか、自動車メーカーの不正行為に起因して国土交通大臣の認定等が取り消されたことにより軽自動車税の納付不足額が生じた場合は、当該自動車メーカーを納税義務者とみなし、当該納付不足額に一定の割合を加算するなどして徴収することとしております。

改正内容につきましては以上でございます。

なお、施行期日はそれぞれ定められておりますが、これらの規定は別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分について適用し、平成28年度までの分については従前の例によるものと附則を設けております。

これで承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするのであります。

専決処分は、平成29年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

羽幌町都市計画税条例（平成24年羽幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、内容の説明につきましては説明資料の3ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明させていただきます。なお、先ほどの税条例の改正と同様に、適用条項の改正や条項の整備、字句の訂正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

改正内容は、先ほどの税条例の一部改正において固定資産税で説明いたしましたわがまち特例の追加ですが、都市計画税については政府の補助を受けて実施する事業所内保育事業のために取得した保育施設と緑地保全、緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地が該当となるものであります。

施行期日につきましては平成29年4月1日としておりますが、緑地保全、緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地に関しましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日としております。なお、同法律につきましては、先ほど固定資産税でご説明しましたとおり、平成29年6月15日に施行されております。また、この規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度までについては従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を

改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成29年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

条文を読み上げます。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

改正内容の説明をいたしますが、説明資料の3ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。国民健康保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、消費者物価の伸び等を考慮して見直すこととされており、軽減判定所得を拡充するものでございます。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乘じる金額の改正で、5割軽減は26万5,000円を27万円とし、2割軽減は48万円を49万円とする改正であります。

施行期日は平成29年4月1日としており、この規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第3号の説明を終わります。

以上、承認第1号から第3号につきまして、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで承認第3号の質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（森 淳君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認について「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」（第12号）。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成28年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成29年3月31日でございます。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,443万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億646万8,000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表、継続費補正は、羽幌小学校改築事業で平成28年度に予定していた年割額を出来高確定により減額するもので、補正前の年割額9億3,812万2,000円を補正後の年割額9億2,368万7,000円とし、1,443万5,000円減額するものでございます。平成29年度につきましては、変更はございません。

次に、第3表、繰越明許費補正は、臨時福祉給付金事業で本年3月末までに給付できなかった対象者に対し、平成29年度に繰り越して給付するものであります。

次に、第4表、地方債補正は、過疎対策事業債の申請総額の調整により増額したものであります。

続きまして、補正の内容をご説明いたします。9ページをお開き願います。第7款商工費、商工振興費の補正は、雇用促進助成事業の財源を一般財源から過疎対策事業債に財源更正するものでございます。

10款教育費、学校管理費において1,443万5,000円の減額補正は、羽幌小学校改築事業における平成28年度分事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。13款国庫支出金、教育費国庫支出金において学校施設環境改善交付金71万9,000円の減額補正は、羽幌小学校改築事業に対する交付決定を受けて減額するものであります。

17款繰入金、教育施設整備基金繰入金2,568万4,000円の補正は、羽幌小学校改築事業に関して事業費の一部が起債対象外となったことから、財源として充当するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容でありますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「平成28年度羽幌町一般会計補正予算」（第12号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第9、報告第3号 平成28年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第3号 平成28年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成28年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告します。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、平成28年度羽幌町一般会計で繰り越しを行った通知カード・個人番号カード事務委任事業ほか2件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書でございます。各事業におきましては、本年3月の定例会で議決をいただいている事業及び先ほどご承認いただいた専決処分による事業でございますが、3款民生費、1項社会福祉費において臨時福祉給付金事業533万9,000円の財源内訳について、全額国庫補助金の内示は受けておりますが、補助指令を受けていないことから、形式上これを一般財源の当初予定額312万7,000円として繰り越すものでございます。なお、国庫補助金については確実に収納されますので、ご理解願います。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 平成28年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第34号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

天売辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。総合整備計画において整備する公共的施設の事業費の額及び辺地対策事業債の予定額を変更しようとするものでございます。

内容でございますが、次のページ、総合整備計画書案をごらんください。1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、現在の内容から変更がございませんので、説明は省略をさせていただきます。

次に、3の公共的施設の整備計画であります。次のページにあります整備計画内訳で説明いたしますので、お聞き願います。この表であります。事業費や財源内訳など金額を記載している欄のうち一部が括弧書きとなっておりますが、この括弧書きがこのたびの変更箇所となっております。今回変更の対象となりますのが教職員住宅建設事業でございます。これまでの計画に記載されております金額は主に過年度に行いました1棟2戸の住宅建設に伴うものでありまして、今年度の1棟4戸の住宅建設工事に要する額などの追加、また事業実施に当たり国庫交付金が採択となりましたことに伴い、事業費、特定財源、一般財源、辺地対策事業債借り入れ予定額をそれぞれ変更するものでございます。金額について、事業費であります。これまでの4,656万8,000円に建設工事などに要する経費を加え、1億4,842万1,000円、財源内訳ですが、特定財源は昨年度及び今年度で予定する国庫交付金の合計額5,054万3,000円に、一般財源は事業費から特定財源を引いて得た額の9,787万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は平成27年度から29年度までの住宅建設事業に係る辺地債借り入れ予定額9,200万円にそれぞれ変更するものでございます。なお、教職員住宅の小計及び整備計画の合計欄は、ただいまご説明申し上げました内容に基づきそれぞれの額を変更するものでございますので、ごらんいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が提案理由とその内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第34号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(平成27年度～平成31年度)の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長(森 淳君) 日程第11、議案第35号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長(酒井峰高君) ただいま上程されました議案第35号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

平成29年6月15日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。平成28年第2回議会定例会で決定いただいております過疎地域自立促進市町村計画であります。平成29年度事業として予算措置されております公民館舞台照明更新事業を追加するものでございます。

内容をご説明いたします。次のページをお開き願います。この表であります。過疎計画に登載しております事業計画のうち、教育の振興に区分されている該当箇所を抜粋したものであり、左側が現在の計画、右側が変更後の計画となっております。このたび追加いたしますのは、これまで対象事業としてありませんでした(3)、集会施設、体育施設等を事業名に追加いたしまして、その対象施設として公民館を、事業内容として公民館舞台照明更新事業を、事業主体として町を追加するものでございます。

以上が提案理由とその内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第35号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第36号～議案第37号

○議長(森 淳君) 日程第12、議案第36号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算(第1号)、日程第13、議案第37号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました平成29年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,062万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,162万1,000円とするものでございます。

補正をいたします主な内容を申し上げます。2款総務費、一般管理費において庁舎ボイラー取りかえ工事請負費723万6,000円の補正は、役場庁舎で使用しているボイラー2台のうち1台にふぐあいが生じ、点検の結果取りかえが必要な状況であることから、その取りかえ工事を実施するものでございます。

同じく、企画費において特産品販売PR事業補助金106万円の補正は、本町の特産品である甘エビのPR等を図るため、北海道日本ハムファイターズが主催するなまらうまいっしょ!グランプリオールスターに参加する実行委員会に対し、その事業費を補助するものでございます。

次に、6款農林水産業費、水産業振興費において荷揚げ施設整備事業補助金750万円、貯氷庫冷却施設整備事業補助金690万円の補正は、離島地区における漁業振興を図るため、作業の効率化や魚介類の鮮度保持等に係る施設整備事業に対し補助するものでございます。

次に、10款教育費、学校管理費において教育施設解体工事請負費1,208万6,000円の減額補正は、羽幌中学校プール解体工事について町内建設事業者の地域貢献事業により実施していただいたため、跡地の整備費用を除き、減額するものでございます。

歳入につきましては、それぞれの事業に伴う特定財源のほか、不足いたします1,261万6,000円につきましては繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,651万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,651万5,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において国保システム構築改修委託料1,450万円、国保連合会負担金1,170万5,000円の増額は、平成30年度から国民健康保険事業が都道府県単位となるため、市町村と北海道が連携するためのシステム改修等に伴うものでございます。

第4款前期高齢者納付金等において前期高齢者納付金31万円の増額は、納付金算定基準単価改正に伴うものでございます。

歳入につきましては、それぞれの事業に伴う補助金や一般会計繰入金等を増額するほか、不足いたします31万円につきましては繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 続きまして、私から一般会計の内容をご説明いたします。

一般会計11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款総務費、支所費において10万円の補正は、天売総合研修センター調理室に設置されている冷凍冷蔵庫の更新に伴うものでございます。

12ページをお開き願います。同じく、税務管理費において152万8,000円の補正は、過年度分道町民税の賦課誤りに伴う還付額の増加により今後の執行に不足が見込まれることから、増額するものでございます。

同じく、監査委員費において42万円の補正は、本年3月定例会において議決をいただいた監査委員の報酬額変更に伴うものでございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において重度心身障害者医療給付事業補助金返還金1万9,000円の補正は、重度心身障害者医療受給者の認定誤りに伴い、平成28年度収入分の道補助金を返還するものでございます。同じく、国民健康保険事業特別会計繰出金305万2,000円の補正は、国民健康保険事業特別会計で説明いたしましたシステム改修に伴うものでございます。

次に、6款農林水産業費、水産業振興費において離島漁業再生支援交付金89万2,000円の補正は、離島地区で実施する漁業再生事業に対する国の交付基準の変更に伴い、国の交付額が増額となることから、歳入歳出ともに対応する額を増額するものでございます。同じく、漁業後継者等育成事業交付金150万円の補正は、当該事業の利用者見込みが増加となったため、増額補正するものでございます。

14ページをお開き願います。10款教育費、学校管理費につきまして、羽幌小学校改

築事業において一部事業費が起債対象となったことから、財源を基金繰入金から地方債へ財源更正するものでございます。地方債については、過疎対策事業債を充てております。

同じく、社会教育費においてコミュニティー活動団体補助金250万円の補正は、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、町内のコミュニティー団体であるふる里の神興を護る会が実施する備品補修事業に対し、その経費の一部を補助するものでございます。

次の15ページにつきましては、給与費明細書の状況でございます。ごらんいただきまして、説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の補正内容でございますが、国民健康保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして、私からの説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第36号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 歳出の部分の11ページをごらんいただければと思いますが、上のほうの庁舎ボイラー取りかえについて質問したいと思います。

庁舎内にボイラー何基あるのかは存じ上げないのですが、このボイラーの購入年度といえますか、何年ぐらい使用しているものなのか、また暖房なのか、どういう方面で使っているボイラーなのか、その辺もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） お答えいたします。

現在使用しているこのボイラーにつきましては、平成8年に設置したボイラーでございます。このボイラーにつきましては2基ございまして、その2基で庁舎、それから議会棟を含め全体の暖房に使っているものでございまして、その2基のうち今回1基が故障したということで、修繕のための予算を提案させていただいている状況でございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 平成8年ということは、ほぼ20年ぐらい経過しているのかなと思います。もう一基あるようですが、当然同じように使用していれば、劣化といえますか、それも心配な部分がありますが、きちんと定期点検なども行われてはいると思いますけれ

ども、真冬の期間にいきなりボイラーがとまってしまうというようなことが、そんなことは絶対起きないようにきちんと対処していただきたいと思いますが、もう一基については大丈夫でしょうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

この2基のボイラーにつきましては、容量が大きいものと小さいものということでございまして、厳冬時については2台併用して使っている状況でございますけれども、こちらにつきましては毎年の定期点検等を実施しておりまして、そこら辺については不備ないように進めていきたいというふうに思っています。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第3号

○議長（森 淳君） 日程第14、同意第3号 羽幌町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第3号 羽幌町農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、農業委員会現委員の任期が平成29年7月19日付をもちまして任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律の一部改正に基づく新たな農業委員会制度のもとに委員として任命いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。

議案を1ページめくっていただきまして、別紙をごらん願います。それでは、今回ご同意を賜りたい11名の方について読み上げさせていただきます。

まず、羽幌町緑町66番地の34、鉢呂壽子氏、昭和19年6月21日生まれの72歳であります。

次に、羽幌町字中央1240番地の1、高見忠芳氏、昭和28年3月17日生まれの64歳であります。

次に、羽幌町寿町685番地の2、西山均氏、昭和30年2月10日生まれの62歳であります。

次に、羽幌町寿町776番地、杉野史範氏、昭和28年9月23日生まれの63歳であります。

次に、羽幌町字中央2191番地、澤田俊秀氏、昭和34年6月12日生まれの58歳であります。

次に、羽幌町北町54番地の3、入江雄治氏、昭和34年8月8日生まれの57歳であります。

次に、羽幌町南4条1丁目17番地の1、上坂明光氏、昭和35年4月15日生まれの57歳であります。

次に、羽幌町字高台245番地の8、石山茂氏、昭和40年12月14日生まれの51歳であります。

次に、羽幌町字築別1794番地の1、荒木俊彦氏、昭和31年1月24日生まれの61歳であります。

次に、羽幌町幸町50番地の16、近藤晃一氏、昭和41年8月14日生まれの50歳

であります。

最後に、羽幌町南6条1丁目10番地の21、小國博司氏、昭和15年9月23日生まれの76歳であります。

以上11名となりますが、この方々は農業者であるとともに、中には長年にわたり農業委員を経験されてこられた方、また長年にわたり行政経験をされてこられた方がおり、農業に関しての識見はもちろんのこと、農地等の利用の適正化の推進に関しての職務などを適切に行うことができると考え、本町の農業行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町農業委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 羽幌町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第6号

○議長（森 淳君） 日程第15、発議第6号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第7号

○議長（森 淳君） 日程第16、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長(森 淳君) 日程第17、意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、小寺光一君。

○5番(小寺光一君) 意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月15日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、逢坂照雄。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況です。厚生労働省は、夜勤交替制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を発出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置されました。2007年に改訂された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制作りが重要であるとしています。

しかし、依然として、16時間を超える長時間夜勤や休息も出来ない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳がおびやかされる実態が改善されていません。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題です。2007年の国会決議(夜勤は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実現はもちろん、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められます。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

記

1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

①1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回

数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。

③介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

2、安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年6月15日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第38号、議案第39号及び議案第40号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、議案第39号及び議案第40号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第38号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第38号 天売教職員住宅建築主体工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第38号 天売教職員住宅建築主体工事請負契約について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年6月16日提出、羽幌町長。

1、契約の目的、天売教職員住宅建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、6,420万6,000円、うち消費税額475万6,000円を含みます。

4、契約の相手方、苫前郡羽幌町幸町48番地の3、株式会社行町工業所代表取締役、行町一男。

提案理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 天売教職員住宅建築主体工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第39号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第39号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年6月16日提出、羽幌町長。

1、契約の目的、除雪ドーザ11トン級、1台の購入でございます。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2,067万1,200円、うち消費税額153万1,200円を含み

ます。

4、契約の相手方、苫前郡羽幌町北3条1丁目9番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、前中眞。

提案理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第39号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（森 淳君） 追加日程第3、議案第40号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました平成29年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,171万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,333万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、天売高等学校学生寮の整備に要する費用でございます。10款教育費、教育振興費において特別旅費17万8,000円の補正は、担当者の事務打ち合わせに要する費用でございます。次に、広告料36万円の補正は、学生寮管理人募集に係る広告掲載料でございます。次に、土地購入費111万3,000円、建物購入費2,006万1,000円の補正は、学生寮予定地及び学生寮として活用予定である建物の購入費でございます。財源につきましては、前年度繰越金を充てております。

天売高校の入学募集に関しましては、島外からの受け入れに際し居住場所の確保が課

題となっております、島内の既存施設の有効活用を含めて検討を進めてまいりましたが、今般当該土地及び建物の所有者との協議がおおむね調いましたことから、来年度の入学者募集に対応するため補正するものでございます。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第40号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 1点お聞きします。

この間、私は総務産業ですので、オブザーバーという形で文教厚生常任委員会でお聞きしたのですが、地域づくり総合交付金が入るといふ、私の勘違いかもわかりませんが、今ここで財源内訳を見ますと一般財源に2,171万2,000円しかのっておりませんので、ここら辺交付金の関係との絡み、もう一度お聞きしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

この交付金につきましては、振興局のほうから具体的な書類の提出等を求められておりません。町として一度振興局のほうに訪問いたしまして、町としてこういう取り組みをしたいという説明をしております。内容につきましては交付金の要綱につきましては該当になるだろうというような、正式なお話ではないのですけれども、そういう説明をして、おおむねの了承といえますか、説明をしているところでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私も先日の常任委員会ではオブザーバーでありましたので、改めてお聞きしたいのですが、先日の説明の中で土地そのものの金額は明示されていたのですが、土地の広さについての説明はなかったかどうか、ちょっとはつきりしないのですが、何平方メートルの土地を取得するつもりなのか、平方メートル単価というものもあわせてお聞きしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

この建物の建っている部分なのでございますけれども、1筆になっておりまして、面積につきましては1,309平方メートルとなっております。単価につきましては、これを割り返す形になります。平方メートル単価につきましては、この額を割り返しますと平方メートル

当たり850円となります。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 1平方メートル当たり850円ですか、島の土地物件については私全然知識がないので、周りの土地と比べて評価額がどうなのかは私としては評価できないのですが、天売の近辺の土地と比べてどうなのかということがわかっていればお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

近郊との額の比較はしておりませんが、一般的に町で財産を購入する際に評価額をもとに積算をしておりますので、その額を基本としているところでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） あわせて、次に建物についてですが、2,000万の購入費ですが、一応改築、補修を終えた後の建物として購入をしてお聞きをしておりますが、補修する前の今現在の建物評価額というものがわかっていればお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

評価額につきましては、税条例になっておりますので、現状ではちょっとお答えできないかと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それは本当にそうでしょうか。今度町で公有財産として買い取ろうとしている物件ですよね。何年か前のハートタウンでは、こういう計算でこういう根拠で買いますということをきちんと報告、説明があったと思いますが、公費を使って買い取ろうとしているものでありますから、そういう条例や法令によって明らかにできないというのは、私は全然関係ない、町で買おうとしているものでないものまで聞いているわけではないわけですから、ここは明らかにしていただきたいと、そうすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時39分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それと、もう一つ、私心配しているのは、心配といいますか、考えていたのは、建物そのものはたしか外壁は木造だったと思います。古い建物では確かに木造の壁のものもたくさんあるわけではありますけれども、ただ今後使用すると考えているのは高校生のための下宿ですから、日中は外に出て仕事をしている。夕方ちょっと帰ってきたとしても着がえるか何かで、またすぐ学校へ出かけて、自宅に戻るのには夜9時か9時過ぎるかだと思います。そうすると、日中から夕方、夜ずっといないところにいきなり帰ってきたときの例えば真冬、1月、2月の気温などはどうなのかなと思います。それがきちんと外壁も頑丈な外壁で守られているような建物ではないわけですので、非常に厳しい生活になるのではないかと考えています。先日の説明の中では、各部屋はポータブル式のものを考えているということでありました。本当にそれだけで大丈夫なのかという心配はありますけれども、その辺はどう検討されてきたのか、当日もお答えはあったかもしれませんが、1月、2月の苛酷な時期であってもポータブルで大丈夫だというふうに考えているのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えいたします。

暖房器具につきましては、先日の常任委員会の中で共有部分に暖房設備がある場合とない場合で各部屋の暖まり方がかなり違うのではないかと意見をいただいております。それで、建物所有者のほうに確認しましたところ、食堂だとか共有部分にはFF式のストーブがついておりますので、日中はそちらのほうをたいておけば比較的建物の中は暖まっておりますので、あと各部屋に子供たちが戻ってもそんなに、ストーブがあるとないとの違いで冷えるようなことはないというふうには考えております。それとあわせて、後ほどわかったのですが、今現在ある部屋には全てFF式のストーブがつくような施設になっております。実際にストーブのほうも部屋の個数分は、今設置はしておりませんが、倉庫のほうにしまっているという状況になっておりますので、ただ年数がたっておりますので、その暖房機がすぐ使えるかどうかということは不明ですが、一応環境としてはそういう環境になっているというふうに理解しております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 一応ある程度説明を受けましたけれども、生徒たちが住む各部屋の中の設備、個人負担で整備するのか、ストーブ面も含めてですが、備品についてはどのような負担になるのか、町側でストーブとかも管理するのか、個人負担というか、生徒側で部屋の中の備品設備も全て負担するのか、その辺のことを説明していただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えいたします。

具体的な管理運営方法につきましては、これからもまたいろいろと協議はしていかなければならないと思うのですが、現時点では実際に今下宿をしている子供たちはストーブは全て各自が負担している状況になっておりますので、仮にポータブルストーブをつけるという希望の生徒がもしいた場合は、ポータブルストーブについては各自負担していただくようになろうかと考えております。ただ、FF式ストーブがもしスムーズにつくような状況であれば、そちらのほうは施設として設置するような形で考えていきたいと、各自負担でなくて寮の施設という形で考えていきたいなというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続きです。

先ほどの2番、金木議員の質問について答弁を行います。

副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ただいまの金木議員の質問でございますけれども、建物自体の評価額につきましては、現状まだ契約が整っているわけではありませんので、現段階でその評価額を所有者の了解がないまま公表するというのは税の情報としてはできないのではないかなというふうに判断しております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） にわかには納得はできませんが、今議決しようとしているのは建物購入費ですから、予算づけをするかどうかという議決を今しなければいけないわけですよ。契約が整っていないうちだから、まだその辺は明らかにできないということになると、白紙委任状を今求められているような、白紙委任状と言ったら語弊はありますけれども、どういうものを今買おうとしているのかということを考えていく上では必要な数字、議員として押さえておくべき必要な金額ではないかと私は思います。ただ、それが高いのか、安いのかというのは、それぞれ議員の判断するところでありますでしょうし、幾らの評価額のものであっても、これからの天売の高校生のことを考えると当然必要だというふうに思うという議員もいると思いますので、ここで相手があるからどうこうという理由は、この議会の中ではちょっと私は納得できないという思いがありますが、改めてお聞きをして、変わらないということであれば、私はこれ以上は質問しませんが、お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私も議員だったことがありますして、金木議員の考え、お気持ちは十分わかるわけでございますけれども、金額等を調べるのと、それから個人情報に関するものを総務課長が今調べに行った結果、そういう扱いしか現段階ではできませんので、ま

して契約を済ませてから議会にかけるというようなわけにも多分いかないわけでございますので、そういった部分のご理解をいただきたいこと。それから、今出しておりますことは、先ほど金木議員からもご質問ありましたように、夏の工事用の建物でございましたので、暖房といたしますか、断熱、そういったことも工事といたしましてするように、それから個室等も賄えるような、そういう工事も含めた中でこういった金額で受けたいということでございますので、特段のご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 天売高校の存続のために必要な施設であるということで教育委員会がこのような判断をされたということは、私地元の間人として非常にうれしく思っておりますが、一方で築二十六、七年たつ建物が、今後いろいろ改修の工事をするとはいえ本当に十分学生寮として使っていけるものになるのかどうかという、そういう心配をしております。これは皆さん、議員も多くの方が同じような気持ちでいると思うのですが、教育委員会、あるいは建設課なのでしょうか、そちらの所管の課で萌州建設が今後行う工事の内容についてはしっかり把握をしているということでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

改修内容については、把握しております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 建物を見る限り、冬使用することは想定していない建物だということで断熱材が入っていない状態ですよね。これは、全ての壁面、それから床に対して断熱材をすき間なく覆って、そして外から壁を張るのか、あるいは内側から壁を張るのか、その辺どのような工法なのか教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

断熱の方法ですけれども、壁については外側の壁が張ってありますけれども、それを全部取り外して、外側から断熱材を入れるという形になっております。それから、天井については、吹き込む工法でグラスウールで断熱するという予定になっております。そして、床については、既存の床の上に断熱材を敷いて、その上にまた床をつくって仕上げるという予定になっておりまして、建物を一通りぐるっと断熱材で囲われるという状態になっていきます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） あと、屋根はどうするのか。

それと、例えばトイレ、浴室、こういった部分の改修予定についてお伺いいたします。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

屋根については、全面撤去して張りかえる、鉄板にて張りかえるという予定になっております。

そして、かいつまんで改修する概要を説明したいと思いますが、もともと寄宿舎として使われていたところで各個室がそれぞれあります。そして、今まで建設会社の事務所として使っていた部分もありますが、その部分については間仕切りをして、個室をふやすという形になっております。あと、男女の学生が入るということで、もともと浴室1個だったところは浴室を追加して、男女別々に使用できるような形の改修を予定しております。あわせて、トイレのほうも男女ゾーンを分けて、別々の位置で使える改修を予定しております。あと、不要なところ、今現状の建物でデッキというか、外にテラス状のデッキがありますけれども、それについては撤去するという予定になっております。あと、腐食している部分については、一部階段ですとか取りかえをして改修するという内容になっております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） そういう改修に係る工事費用というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

改修費用として1,681万5,600円となっております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） ということは、建物は300万ぐらいで購入するという予定ということで押さえてよろしいですね。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今ご指摘のとおり、建物の購入費プラス建物の改造費を合わせて購入金額となっておりますので、大体そのようになるかというふうに思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成29年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時55分)